

## 医療過誤事件（調査契約）についての説明

### 1 調査契約とは

調査契約では、原則として①証拠保全（裁判所と弁護士で、病院に行き、カルテ等のコピー一式をもらってくる手続き）でカルテを取得②カルテを分析・検討③関連性のある医学文献を収集・調査④専門医の意見を聴取，等を行った上で、病院に対して法的に責任追及ができるか否かの判断までを行います。なお、カルテを既に取り得ておられる場合も、費用はかかりません。

### 2 預り金

預り金は、弁護士への支払費用ではなく、実費にあてるお金です。

実費には、裁判所へ納める印紙，コピー代，交通費，医師への謝礼，医師意見書作成謝礼，医師への手土産代，郵券等通信費があり、実費は依頼者に負担していただきます。

預り金から実費を支払い、足りなくなった場合にはご連絡を差し上げますので、補充をお願いします。事件が終了した段階で余っている場合は、返却致します。

### 3 証拠保全

証拠保全を申し立てるのには、事案等によりますが、平均1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

その後、弁護士が裁判官面談を行い、病院に行く日が決まります。

日程が決まりましたらご連絡します。証拠保全時の同席は不要です。

### 4 調査の期間

証拠保全でカルテを入手できたとき（証拠保全でコピーを持ち帰る場合もありま

すし、裁判所から後日受け取る場合もあります。) から、約半年から1年です。

ただし、事案によってそれ以上かかることもあります。

#### 5 面談について

調査期間中、ご相談が必要な場合や経過のご報告をさせていただく場合に、面談を行います。

#### 6 調査の結果、損害賠償請求が可能と判断した場合

損害賠償請求ができると判断した場合には、別途契約（着手金）が必要となります。

#### 7 調査の結果、損害賠償請求が困難と判断した場合

損害賠償請求ができないと判断した場合には、その旨のご報告をした上で、調査契約は終了となります。ただし、病院と話合いの機会を作り、責任追及ではなく、率直な気持ちを伝える場を作ることもありますので、ご希望の場合はお伝え下さい。

#### 8 ご不明な点がありましたら、いつでもご相談ください。

以 上